

## 福祉等関係

・確定拠出年金における脱退一時金の要件の緩和	61
・確定拠出年金の加入対象者の拡大	62
・確定拠出年金制度における運用関連業務の兼務禁止ルールの撤廃	63
・ハイブリッド型企業年金	64
・制度適用範囲の拡大（出向者等他社での社会保険適用者等）	65
・企業型から個人型への移行、中途払出を認めること	66
・確定拠出年金に係る課税の見直し	67
・社会保険の資格取得、資格喪失等に関する届出の電子化	68
・サービス事業者間での競争条件の格差是正	69
・キャッシュ・バランス制度の年金換算率（給付率）の全面弾力化	70
・キャッシュ・バランス類似制度の導入	71
・福祉・保育関連施設の整備促進	72
・ケアマネジメント機能の強化	73
・訪問介護報酬の「三区分別」の見直し	74
・資質向上に向けた責任ある研修・教育体制の構築	75
・痴呆症ケアなど在宅介護の拡充	76
・要介護度の改善を重視した介護サービスの強化	77
・施設介護分野の規制緩和と民間事業者の参入促進	78
・多様なニーズに対応した介護施設の整備	79
・施設介護におけるホテルコストの自己負担化	80
・利用者に対する情報公開と第三者評価システムの整備	81
・低所得高齢者に対する保険料の減免措置の見直し	82
・民間の創意工夫による介護予防事業の重点強化	84
・社会保障審議会令第2条に基づく社会保障審議会介護給付費分科会委員の任命	85
・介護保険法における福祉用具活用促進の支援	86
・保険会社本体による介護・福祉業務の遂行	87
・保険会社本体による介護・福祉業務への参入	88
・特別養護老人ホームへの株式会社参入	89
・株式会社のケアハウス参入の要件緩和	90
・介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格要件の緩和	91
・介護保険制度における福祉用具提供事業者となるための条件（専門相談員数）の緩和	92
・指定居宅サービス事業所におけるサービス提供責任者の配置基準の緩和	93
・介護保険の給付対象となる福祉用具等の指定制度の弾力化	94

・遠隔介護の指定居宅サービス及び指定居宅介護支援としての位置付け	95
・訪問介護員養成研修における介護実習施設の拡大	96
・公立保育所の民間への運営委託等の促進	97
・公立保育所の民間への運営委託等の促進	98
・厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務継承の容認	99
・厚生年金基金における規約変更の認可申請手続期間の短縮、標準 処理期間の設定	100
・代行停止期間中における厚生年金基金の権利義務移転の容認	101
・社会保険の資格取得、資格喪失等に関する届出の電子化	102
・募集、料金設定の弾力化等認可保育園の運営基準の緩和	103
・認可保育所基準の見直し	104
・保育所への株式会社等の参入	105
・企業年金の受給者、需給権者の給付減額となる要件緩和	106
・社会保険労務関係の各種手続の一元化・電子化の早急な推進	107
・確定給付の枠組みにおいて、「権利義務承継にかかる規制緩和」 及び「個人のポータビリティの確保」	108
・給付水準等の変更を可能とすること	109
・過去勤務債務の一括償却	110
・厚生年金基金代行返上スキームや算出基準等の改善	111
・厚生年金基金の代行返上が完了するまでの 最低責任準備金の凍結を延長等	112
・財政検証（継続基準・非継続基準）の割引計算に用いる 予定利率の水準設定の弾力化及び適正化	113
・事業概要の情報開示項目は労使合意の上で決定できること	114

分野	福祉・金融	意見・要望提出者	全国信用金庫協会、農林中央金庫
項目	確定拠出年金における脱退一時金の要件の緩和		
意見・要望等の内容	確定拠出年金企業型年金加入者が退職等により資格を喪失した場合に、脱退一時金の請求ができるようにする。		
関係法令	確定拠出年金法附則第3条	共管	なし
制度の概要	脱退一時金の支給については、国民年金の第3被保険者や公務員などの確定拠出年金に加入できない者の拠出期間が3年以下の場合のみに認められている。		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>確定拠出年金法においては、法施行5年後の見直し規定があるが、施行(平成13年10月)されて1年程度しか経過していないところであり、措置困難である。</p>			
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課		

分野	福祉・金融	意見・要望提出者	日本損害保険協会、日本経団連、東京海上火災、全国信用金庫協会、農林中央金庫	
項目	確定拠出年金の加入対象者の拡大			
意見・要望等の内容	確定拠出年金制度において、国民年金第3号被保険者（専業主婦）及び公務員の加入を認める。			
関係法令	確定拠出年金法第2条第6項、第9条第1項、第62条第1項	共管	なし	
制度の概要	国民年金第3号被保険者及び公務員については、加入対象者とされていない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
確定拠出年金法においては、法施行5年後の見直し規定があるが、施行(平成13年10月)されて1年程度しか経過していないところであり、措置困難である。				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			

分野	福祉・金融	意見・要望 提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、 全国農業協同組合中央会、農林中央金庫 (JAバンク中央本部含む)	
項目	確定拠出年金制度における運用関連業務の兼務禁止ルールの撤廃			
意見・要望 等の内容	運営管理機関運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルートを撤廃する。 一般的な金融商品の販売において、情報提供業務と販売事務の兼務を禁止ルールはない ため、確定拠出年金法上の規制は過剰規制である。			
関係法令	確定拠出年金法第100条第7号 確定拠出年金運営管理機関に関する命 令第10条第1号	共管	金融庁	
制度の概要	運用商品の販売・勧誘に係る事務を行う者が運用関連業務を併せて行うことを禁止して いる。			
計画等にお ける記載の 状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>確定拠出年金制度において、加入者の利益を図るため、運営管理機関は中立的立場で業務を行うものとして位置づけられており、その中立性を確実に確保するために、兼務禁止規定を設けている。よって、運用関連業務に係る事務を行う者と販売・勧誘事務を行う者の兼務を認めることはできない。</p>				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議会
項目	ハイブリッド型企业年金		
意見・要望等の内容	目標とする給付額の設定や保障利率や指標選択の規制緩和により、弾力的な設計・運用を可能とすること。また、遵守すべき最低限の条件だけを定め、行政の裁量が大きくなりないようにする。		
関係法令	確定給付企業年金法施行規則第28条 確定給付企業年金法施行規則第29条	共管	なし
制度の概要	あらかじめ定めた年金額に、指標の水準に応じて期間を定めて加算を行うという年金額の改定方法（省令第28条第2項第2号ロの方法）が、キャッシュバランスプランにおいてのみ認められている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>要望を踏まえて検討。</p>			
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課		

分野	福祉等	意見・要望 提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議 会
項目	制度適用範囲の拡大（出向者等他社での社会保険適用者等）		
意見・要望 等の内容	企業型の確定拠出年金加入者について不都合が生じないよう、社会保険の適用事業所単位ではなく、雇用関係の有無等、つまり企業単位で範囲を設定できるようにすること。		
関係法令	確定拠出年金法第2条第6項、第9条第1項、第11条、第62条第1項、第81条	共管	なし
制度の概要	企業型確定拠出年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等は、当該適用事業所が実施する企業型年金加入員となる。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>確定拠出年金制度は、公的年金に上乗せされる年金制度の新たな選択肢として導入されたものであり、厚生年金等が適用事業所を単位としていることから、確定拠出年金制度も適用事業所を単位とする必要がある。</p>			
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課		

分野	福祉等	意見・要望 提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議 会
項目	企業型から個人型への移行、中途払出を認めること。		
意見・要望 等の内容	企業型から個人型への移行を可能とすること。 拠出年数が3年以下の者のみ一時金の支給であるが、それ以降であっても中途払出を認めること。		
関係法令	確定拠出年金法、第81条、第82条、 附則第3条	共管	なし
制度の概要	<p>企業型の確定拠出年金に加入し、退職した場合、転職先で企業型を実施せず他の確定給付型の企業年金を実施している場合又は専業主婦など第3号被保険者になる場合以外については、企業型又は個人型として拠出が可能。</p> <p>脱退一時金の支給については、加入者が国民年金の第3号被保険者や公務員などの確定拠出年金に加入できない者となった場合であって過去の拠出期間が3年以下の場合にのみ認められている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)  既に、退職後の企業型から個人型への移行は可能であり、また、企業型から個人型への移行後は、法の規定に該当する者は拠出が可能。その他について、確定拠出年金法においては、法施行5年後の見直し規定があるが、施行(平成13年10月)されて1年程度しか経過していないところであり、措置困難である。			
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課		



分野	福祉等	意見・要望提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議会
項目	確定拠出年金に係る課税の見直し		
意見・要望等の内容	拠出限度額の早期引上げ、マッチング拠出の容認、老齢給付金の給付、開始年齢の弾力化といった措置を講ずるべきである。		
関係法令	確定拠出年金法第19条第1項、 第20条、第33条第1項、第68条 第1項、第69条 確定拠出年金法附則第3条 確定拠出年金法施行令第11条、第36条	共管	なし
制度の概要	確定拠出年金の拠出額については、上限額がそれぞれの加入形態により定められている。企業型年金については、企業拠出と併せて従業員の個人の拠出を認めていない。確定拠出年金の老齢給付については、60歳以降に給付できることとなっている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
確定拠出年金法においては、法施行5年後の見直し規定があるが、施行(平成13年10月)されて1年程度しか経過していないところであり、措置困難である。			
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課		

分野	福祉等	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会												
項目	社会保険の資格取得、資格喪失等に関する届出の電子化														
意見・要望等の内容	社会保険の資格取得、資格喪失、月額変更、算定基礎に関する届出を書面によるものから磁気媒体やネットワークを使ったもので可能にしてほしい。														
関係法令	健康保険法施行規則等	共管	なし												
制度の概要	健康保険・厚生年金保険の適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得、喪失、被保険者の報酬月額に関する事項及び被保険者の氏名等の変更等につき、保険者に届出を行う。														
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画</p> <p>横断的措置事項 1. IT関係 (3)エ 社会・行政の情報化の推進</p> <p>「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。」</p>														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(実施(予定)時期:</td> <td colspan="3" style="border: none;">)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期:	)		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>														
(実施(予定)時期:	)														
<p>(説明)</p> <p>「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第32号)」により、事業主から保険者へ提出する健康保険・厚生年金保険適用関係届書のうち、5届(被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者報酬月額変更届及び被保険者住所変更届(厚生年金保険のみ))について、磁気媒体による届出を可能にしたところ。(平成14年6月1日から施行)</p> <p>また、社会保険庁においては、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に記載された社会保険関係の各種申請手続について、平成15年度中に申請・届出等手続の電子化が可能となるように準備を進めているところである。</p>															
担当局課室等名	社会保険庁運営部企画課、医療保険課、年金保険課、保険局保険課														

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所
項目	サービス事業者間での競争条件の格差是正		
意見・要望等の内容	民間事業者は、従来から地域の福祉事業を担ってきた社会福祉協議会など社会福祉法人と、課税や助成金などの面で公平な競争条件となっていないので、競争条件の格差を是正し、公正な競争環境を確保すべきである。		
関係法令	憲法 89 条	共管	
制度の概要	公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない。		
計画等における記載の状況	<p>中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革</p> <p>第 2 章 民間参入・移管拡大による官製市場の見直し</p> <p>2. 官民役割分担の再構築</p> <p>( 3 ) 同一市場における競争条件の均一化</p> <p>1 ) 教育・福祉分野における株式会社等への助成の取扱い</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>( 実施 ( 予定 ) 時期 : )</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>( 説明 ) 1 , 憲法第 89 条は、「公の支配」に属さない「慈善、教育若しくは博愛の事業」に対しては公費の支出を禁ずる旨を規定したものである。</p> <p>2 , 特別養護老人ホームの設置などの社会福祉事業は、憲法に規定する「慈善・博愛事業」に該当すると解されることから、「公の支配」に属する法人として社会福祉法人制度が設けられたものである。</p> <p>このような構成の下に、社会福祉法人については、規制や監督と一体的なものとして、施設整備費等の補助金の支出が行われているところである。</p> <p>【参考】社会福祉法人に対する規制</p> <p>1 ) 事業収入は原則として社会福祉事業にのみ充当され、配当や収益事業に支弁できない。</p> <p>2 ) 法人の適正な運営を担保するため、役員解職請求や法人の解散命令などの強力な公的関与の手段が法律上与えられている。</p> <p>3 ) 経営が思わしくないなどの一方的な事情による安易な撤退は認められない。</p> <p>4 ) 事業に必要な資産を保有しなければならない。</p> <p>5 ) 事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、事業を廃止した場合にはその財産は最終的には国庫に帰属する。</p> <p>3 , 一方、自由な経済活動を行い、利益を配当することを目的とする株式会社等民間事業者に対しては、本来的に社会福祉法人と同等の規制や監督を行うことは困難であり、したがって、財政的な支援を社会福祉法人と同様なものとすることも困難である。</p>			
担当局課室等名	社会・援護局総務課		

分野	福祉等	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	キャッシュ・バランス制度の年金換算率（給付利率）の全面弾力化			
意見・要望等の内容	キャッシュ・バランス制度において、積立段階と同様、労使合意に基づく規約で明定されている場合、給付段階において年金換算率を一定の客観的指標に連動することを認め、完全弾力化すること。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	キャッシュバランスプランについても支給開始時に一定の年金額を定め、一定の指標に連動して年金額の改定を行う場合には、この支給開始時に定めた一定額を下回らないようにすることが必要。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
要望を踏まえて検討。				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	キャッシュ・バランス類似制度の導入			
意見・要望等の内容	規約に基づいて、給付利率の下限値を決めた場合には、給付減額となる場合であっても、その下限値までは、受給者・受給権者の同意なしに給付利率を変更できるようにする。			
関係法令	確定給付企業年金法施行規則第28条	共管	なし	
制度の概要	あらかじめ定めた年金額に、指標の水準に応じて期間を定めて加算を行うという年金額の改定方法（省令第28条第2項第2号ロの方法）は、キャッシュバランスプランにおいてのみ認められている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
要望を踏まえて検討。				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	大阪商工会議所
項目	福祉・保育関連施設の整備促進		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者施設等の建築・運営について民間企業を含む多様な経営主体の参入を促すため、公的助成を含め公立の機関と民間の機関との競争条件の格差是正</li> <li>・ P F I 法を活用した福祉関連施設の公設民営方式の促進など、広く P F I の積極的活用</li> </ul>		
関係法令	・ なし	共 管	・ なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成13年11月に、ケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大し、平成13年度第1次補正予算において、P F I 法の枠組みを活用した整備を行う一定の場合における施設整備費について、国庫補助対象としたところ。</li> </ul>		
計画等における記載の状況	<p>【改定3カ年計画の福祉ア】「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）」（平成11年法律第117号）を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、P F I 事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該P F I 事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者に使用させることができる」としているP F I 法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、P F I を活用した公設民営を促進する。」</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I 法の枠組みを活用した整備を行う一定の場合における施設整備費に係る国庫補助については、平成14年度補正予算において、これを痴呆性高齢者グループホーム等に拡大したところであり、平成15年度予算案においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、同様の補助を盛り込んでいる。</li> </ul>			
担当局課室等名	厚生労働省老健局計画課		

分野	福祉等	要望提出者	東京商工会議所	
項目	ケアマネジメント機能の強化			
要望の内容	介護支援専門員（ケアマネジャー）の介護報酬の水準を引き上げるとともに、早急にマネジメント機能の強化を行い、また、中長期的にはケアマネジャーの経験やスキルにより階層化していくなど専門性を有する職種として明確に位置付けることを検討すべきである。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法施行令第35条の2</li> <li>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</li> <li>指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準</li> </ul>	共管	なし	
制度の概要	ケアマネジャーは、介護サービス事業者との連絡調整、居宅サービス計画の作成・変更、保険給付に係る給付管理業務等を行うこととされている。			
計画等における記載の状況	【 5 ア 介護支援専門員の在り方c 】 介護保険制度の見直しに向けて、例えば、実務経験や現任研修等を反映するようなキャリアパスの導入など、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に更に専門性を持てるようにするための介護支援専門員の能力向上の在り方や、公正中立な活動を確保し得るための支援策について検討し、所要の措置を講ずる。			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期： 年 月）	措置困難	その他
（説明）  ケアマネジメント機能の強化等専門性の向上については、重要であると認識しており、ケアマネジャーの現任研修やケアマネジメントリーダー研修等の施策を講じているが、今後とも、ケアマネジャーの業務の状況等を踏まえつつ、これらの更なる強化のための方法について検討してまいりたい。  介護報酬の見直しについては、在宅重視、自立支援の観点から、介護保険の要としての役割を發揮できるよう、3段階の評価を一本化するとともに、報酬を引き上げ、平成15年4月より適用する。				
担当局課室等名	老健局振興課・老人保健課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所
項目	訪問介護報酬「三区分」の見直し		
意見・要望等の内容	訪問介護報酬「3区分」の一本化		
関係法令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	共管	
制度の概要	訪問介護の区分については、「身体介護」、「家事援助」、「複合型」、以上の3区分とされている。		
計画等における記載の状況	平成14年度までに3区分の在り方について検討し、平成15年度に検討結果を踏まえ、措置する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>訪問介護の3区分のあり方については、</p> <p>「複合型」について、分かりづらいとの指摘</p> <p>「身体介護」については、その専門性を評価し、家事援助とは引き続き区分すべきとの指摘を踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会における審議の結果、「身体介護」と「生活援助(旧家事援助)」の2区分に改める旨、同分科会の答申を得たところであり、平成15年4月より適用する。</p>			
担当局課室等名	老健局老人保健課		



分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所
項目	資質向上に向けた責任ある研修・教育体制の構築		
意見・要望等の内容	<p>介護サービスの「要」であるケアマネジャー及びホームヘルパーの一層の資質・能力の向上について、事業者においては、専門的能力や技能の向上のため、責任ある研修・教育体制を整備するとともに、行政においては、ケアの事例集、マニュアル等を整備するほか、ケアの研修・教育・情報交換の機会を提供するなど、資質向上を支援する必要がある。</p> <p>また、職種の特殊性にかんがみ、ケアマネジャーやホームヘルパーの心のケアを行うための相談窓口を設置するなど、介護従事者のフォローアップを充実させることが望まれる。</p>		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第30条第3項</li> <li>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第19条第3項</li> </ul>	共管	なし
制度の概要	指定訪問介護事業者及び指定居宅介護支援事業者は、ホームヘルパー及びケアマネジャーの資質向上のために、研修の機会を確保しなければならないこととしている。		
計画等における記載の状況	<p>【 5 ア 介護職の業務範囲等 c 】</p> <p>要介護者の様々なケースに対応可能とするために、介護職の養成研修を一層充実させるなど、介護福祉士、ホームヘルパー等の介護職の資質の向上を図る措置を講じ、要介護者のニーズに的確にこたえることの可能な介護職の育成を図る。</p> <p>【 5 ア 介護支援専門員の在り方 a 】</p> <p>介護支援専門員の現任研修事業等を推進するとともに、その内容について不断の見直しを行う。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>ホームヘルパー及びケアマネジャーの資質・能力の向上については、介護保険サービスの質を確保する意味からも極めて重要な課題と認識している。都道府県が行うホームヘルパー及びケアマネジャーの現任研修に対しては、地域の実情に応じた研修テーマの設定や個人の習熟度にあわせた研修カリキュラムの提示等を通して積極的な支援をしているところである。</p> <p>また、地域におけるケアマネジャーの支援体制を強化するため、平成14年度から「ケアマネジメントリーダー活動支援事業」を開始し、地域におけるケアマネジメントリーダーを養成するとともに、平成15年度からはケアマネジャーの精神的・心理的な悩みに対するケアも含めた相談窓口の設置を行うなどケアマネジャーの支援に努めているところである。</p>			
担当局課室等名	老健局振興課		

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所
項目	痴呆症ケアなど在宅介護の拡充		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>痴呆症の特性を考慮したサービス給付や時間加算のあり方について検討するとともに、痴呆ケアの研究を進め、痴呆症高齢者の在宅介護を充実させること。</li> </ul>		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第15項</li> </ul>	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度においては、居宅サービスの一つとして、要介護高齢者であって痴呆の状態にあるものについて、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う「痴呆対応型共同生活介護」を介護給付の対象としているところ。</li> <li>また、痴呆介護研究については、東京都、愛知県、宮城県に痴呆介護研究センターを設置し、痴呆介護の専門技術に関する実践的な研究の実施、痴呆介護の専門技術に関する指導・普及を行う専門職員に対する養成研修等の実施、痴呆介護の専門技術に関する国内外の人材交流や各種情報の収集・提供等の事業を行っている。</li> </ul>		
計画等における記載の状況	【3カ年計画の福祉ア b】「高齢者痴呆介護研究センター」における痴呆介護の研究を強化、促進し、望ましい痴呆性ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（実施（予定）時期：平成15年4月から介護報酬改定予定である。）			
（説明） <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年1月の社会保障審議会介護給付費分科会において、痴呆対応型共同生活介護については、痴呆性高齢者が安定的に自立した生活を営むことができるよう夜間の介護内容や介護体制を確保したグループホームにおける夜間のケアを評価し、新たに夜間ケア加算を設ける新たな介護報酬の諮問・答申を得たところ。</li> <li>また、高齢者痴呆介護研究センターにおいては、介護サービスの提供現場における痴呆介護に関する実践的な研究を推進中。具体的には、痴呆性高齢者に適したアセスメントとケアプランの在り方に関する研究など、医療、福祉等の多角的視点に基づく研究を引き続き実施しているところ。</li> </ul>			
担当局課室等名	厚生労働省老健局計画課		

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所												
項目	要介護度の改善を重視した介護サービスの強化														
意見・要望等の内容	<p>要介護状態にある高齢者に対して、要介護状態を悪化させず、さらにはこれを改善させることを重視した介護サービスを強化すべきである。</p> <p>要介護度改善に向けては、ケアマネジャーがケアのコーディネーターとして、医療機関や各事業者間などとの連携を図りつつ、高齢者個々人の生活歴、特性を踏まえたチームケアを実施していくことが重要であるとともに、要介護度改善に向けた意識を高め、サービスの質を向上させるため、要介護度を改善させた実績を評価する仕組みを整備すべきである。</p>														
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法第2条</li> <li>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第4条、第22条等</li> </ul>	共管	なし												
制度の概要	介護サービス事業者が介護サービスを提供するに当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならないこととされている。														
計画等における記載の状況	なし														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">一部措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">┌ 一部措置済 └</td> <td style="text-align: center;">┌ 措置するか否かを含めて検討中 └</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">┌ 措置予定 └</td> <td style="text-align: center;">┌ 具体的措置の検討中 └</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>			措置済・措置予定	検討中	一部措置困難	その他	┌ 一部措置済 └	┌ 措置するか否かを含めて検討中 └			┌ 措置予定 └	┌ 具体的措置の検討中 └		
措置済・措置予定	検討中	一部措置困難	その他												
┌ 一部措置済 └	┌ 措置するか否かを含めて検討中 └														
┌ 措置予定 └	┌ 具体的措置の検討中 └														
<p>(説明)</p> <p>要介護度の改善については、介護サービス事業者が遵守すべき運営基準において、事業者は介護サービスを提供するに当たって、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこととされており、これを実現するため、利用者へのアセスメントやサービス担当者会議の開催等を行うケアマネジャーの役割は御指摘のとおり重要であり、ケアマネジャーの資質の向上を図るため、都道府県が行うケアマネジャーの現任研修に対して、地域の実情に応じた研修テーマの設定や個人の習熟度にあわせた研修カリキュラムの提示等を通して積極的な支援をしているところである。</p> <p>また、要介護の改善の実績を介護報酬上評価することについては、特に在宅サービスにおいて、どのサービスが要介護度の改善に貢献したのか判定が難しいこと 改善後に介護サービスの種類や事業者を変更した場合には、貢献した事業者が必ずしも報われないこと等の問題があることから、十分慎重な検討が必要であり、現状において対応は困難である。</p>															
担当局課室等名	老健局振興課														

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所				
項目	施設介護分野の規制緩和と民間事業者の参入促進						
意見・要望等の内容	・ 特別養護老人ホームなど施設介護分野への民間事業者の参入						
関係法令	・ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第1項、第3項、第4項 ・	共 管	・ なし				
制度の概要	・ 老人福祉法においては、特別養護老人ホームの設置主体は自治体及び社会福祉法人に限定されている。						
計画等における記載の状況	・ なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  （実施（予定）時期：             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中                  ）             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難                  その他             </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他					
（説明）  ・ 特別養護老人ホームについては、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で、特区においてPFI方式又は公設民営方式の下で、株式会社等による運営を認めることとしたところである。							
担当局課室等名	厚生労働省老健局計画課						

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所
項目	多様なニーズに対応した介護施設の整備		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアハウス、グループホーム、有料老人ホームの増設を重視し、その際、PFI方式を活用する。</li> <li>・ 上記の施設の完全個室化。</li> <li>・</li> </ul>		
関係法令	・ なし	共 管	・ なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成13年11月に、ケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大し、平成13年度第1次補正予算において、PFI法の枠組みを活用した整備を行う一定の場合における施設整備費について、国庫補助対象としたところ。</li> <li>・ また、ケアハウス、グループホーム、有料老人ホームについては、既に、個室を原則としている。</li> </ul>		
計画等における記載の状況	<p>【改定3カ年計画の福祉ア】「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」（平成11年法律第117号）を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該PFI事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者に使用させることができる」としているPFI法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、PFIを活用した公設民営を促進する。」</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PFI法の枠組みを活用した整備を行う一定の場合における施設整備費について、平成14年度補正予算においては、痴呆性高齢者グループホーム等に拡大したところである。</li> </ul>			
担当局課室等名	厚生労働省老健局計画課		

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所					
項目	施設介護におけるホテルコストの自己負担化							
意見・要望等の内容	・ 施設サービスにおいては、低所得者対策を講じた上で、食費、住居費、共益費の「ホテルコスト」を自己負担化すべき							
関係法令	・ なし	共 管	・ なし					
制度の概要	・ 特別養護老人ホームにおいては、居住費等を入所者から徴収することは認められていない。							
計画等における記載の状況	【3カ年計画の福祉ア】「特別養護老人ホームの入居者については、個室化の推進により居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護・食事に係る利用者負担のほか、ホテルコストを原則として利用者負担として徴収するよう見直す。また、そうした負担に耐えられない低所得者層については、一定の配慮を検討する。」							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> <p style="text-align: center;">（実施（予定）時期：平成15年4月1日）</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">その他</p> </td> </tr> </table>				<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> <p style="text-align: center;">（実施（予定）時期：平成15年4月1日）</p> </div>	<p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p>	<p style="text-align: center;">その他</p>
<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> <p style="text-align: center;">（実施（予定）時期：平成15年4月1日）</p> </div>	<p style="text-align: center;">検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>	<p style="text-align: center;">措置困難</p>	<p style="text-align: center;">その他</p>					
<p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模生活単位型特別養護老人ホームでユニット（居室及び共同生活室）の提供を行うことに伴い必要となる費用については、自己負担を導入し、低所得者対策を講じた上で、在宅との費用負担の均衡を図ることとしている。</li> </ul>								
担当局課室等名	厚生労働省老健局計画課							

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所												
項目	利用者に対する情報公開と第三者評価システムの整備														
意見・要望等の内容	<p>サービス提供事業者は、サービス内容について、高齢者に分かりやすく、きめ細かな情報を積極的に提供していくべきであり、行政においては、サービスについての評価基準を早急に提示し、利用者の主体的な選択を情報面でサポートすべきである。</p> <p>さらに、第三者評価については、NPO 法人や評価専門会社など多様な第三者機関が行い、サービス内容の審査やケアプランのチェックなどを公表していくことで、サービスの質の向上を図ることが求められる。</p>														
関係法令	・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 8 条、第 163 条 等	共管	なし												
制度の概要	痴呆性高齢者グループホームについては、近年急増し、また小規模であるがゆえに密室性が懸念されることから、外部評価が義務づけられている。														
計画等における記載の状況	【 5 ア 介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等 】 公的部門、社会福祉法人、民間企業等といった経営主体にかかわらず、利用者やその家族が事業者を選択する際に活用できるチェックリストの作成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切に果たせるとともに、第三者評価を推進する。また、消費者利益の観点から、その運営に関する監視体制の強化を図る。														
対応の状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">検討中</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期： )</td> </tr> </tbody> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期： )			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>														
(実施(予定)時期： )															
<p>(説明)</p> <p>介護サービス事業者に関する情報提供については、事業の種類、事業所の所在地等の都道府県が事業所を指定する際に提出されるサービス事業者に関する基本情報に加え、事業所自らが直接入力する追加情報等を福祉保健医療情報ネットワーク(WAMNET)を通じて利用者も直接アクセスができることとしている。</p> <p>また、介護サービスの評価については、近年急増し、また小規模であるがゆえに密室性が懸念される痴呆性高齢者グループホームに外部評価を義務づけたところである。</p> <p>なお、外部評価を痴呆性高齢者グループホーム以外のサービスに拡大することについては、基本的には、重要であると考えているが、そのためには、実施方法、評価手法等の確立が必要であり、十分な検討してまいりたい。</p>															
担当局課室等名	老健局振興課														

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所												
項目	低所得高齢者に対する保険料の減免措置の見直し														
意見・要望等の内容	介護保険制度の趣旨にかんがみ、各自治体による無原則・安易な保険料の減免は認めがたい。各自治体は介護保険料の単独減免について、最低、厚生労働省の示している「3原則」を遵守すべきである。また資産を保有する低所得者について「リバース・モーゲージ」制度の導入を検討すべきである。														
関係法令	介護保険法・同施行令	共管	なし												
制度の概要	<p>介護保険制度上、保険料の設定については、低所得者への配慮等から所得段階別に5段階または6段階の設定としているところである。</p> <p>一方、制度の趣旨からは想定されていないことではあるが、一部において、低所得のみを理由とする独自の保険料減免を行う保険者も見られるところである。これに対し、厚生労働省としては、地域の実情に応じてやむを得ず独自に保険料の軽減を行う場合について、介護保険法の趣旨(いわゆる「3原則」)を踏まえて対処するよう、市町村の理解を求めているところである。</p> <p>&lt; 保険料の単独減免に係る3原則 &gt;</p> <p>保険料の全額免除</p> <p>収入のみに着目した一律の減免</p> <p>保険料減免分に対する一般財源の繰入</p> <p>は、制度の趣旨に照らして不適切であること。</p>														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">(実施(予定)時期: )</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期: )			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>														
(実施(予定)時期: )															
<p>(説明)</p> <p>介護保険料にかかる低所得者への配慮については、全国都道府県介護保険担当課長会議の場などを通して、保険料6段階制の導入(通常は5段階)など、制度上配慮されている方法を積極的に勧奨しているところであるが、地域の事情に応じてやむを得ず自治体独自の減免を行う場合でも、「3原則」の遵守について、様々な機会を通して理解を求めているところ。</p> <p>これにより、新たに独自減免を行う市町村の多くが、「3原則」を遵守している状況である。</p> <p>(つづく)</p>															



< 保険料独自減免の状況 >

	平成 13 年 4 月 1 日	平成 13 年 10 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日現在
独自減免実施市町村数	<u>139</u> 市町村	<u>309</u> 市町村	<u>431</u> 市町村
うち「3原則」遵守	<u>43</u> 市町村	<u>191</u> 市町村	<u>314</u> 市町村
(うち増加分)			
独自減免実施市町村数	<u>162</u> 市町村	<u>122</u> 市町村	
うち「3原則」遵守(%)	<u>148</u> 市町村(91.3%)	<u>123</u> 市町村(100.8%)	

今後とも、介護を国民皆で支え合おうという制度の趣旨や保険料の意義について、より一層の周知に努めてまいりたい。

なお、資産を保有する低所得者への対応については、平成14年12月に、生活福祉資金の一資金として、低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける長期生活支援資金を創設し、各都道府県あてに施行通知を発出したところである。

担当局課室等名	厚生労働省老健局介護保険課、社会・援護局地域福祉課
---------	---------------------------

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所												
項目	民間の創意工夫による介護予防事業の重点強化														
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防・生活支援事業の充実</li> <li>・ 介護予防事業の民間事業者やNPO法人への委託</li> </ul>														
関係法令	・ なし	共 管	・ なし												
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者が寝たきりなどの要介護状態にならずに、住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、各市町村等が地域の実情に応じて行う介護予防サービスや生活支援サービスについて、「介護予防・生活支援事業」として国庫補助を行うことにより、国として推進を図っているところ。</li> <li>・ また、事業の実施主体は、自治体であるが、その委託に関しては特に制限を設けていない。</li> </ul>														
計画等における記載の状況	・ なし														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置済  措置予定                 </div> </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding-top: 5px;">(実施(予定)時期： )</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置済  措置予定                 </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div>			(実施(予定)時期： )			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置済  措置予定                 </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中                 </div>														
(実施(予定)時期： )															
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年度予算案において、より効果的な介護予防事業の実施及び有用な介護予防知識の普及を図る観点から、事業メニューに、 高齢者筋力向上トレーニング事業、 足指・爪ケアに関する事業を追加したところである。</li> </ul>															
担当局課室等名	厚生労働省老健局計画課														

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京商工会議所				
項目	社会保障審議会令第2条に基づく社会保障審議会介護給付費分科会委員の任命						
意見・要望等の内容	社会保障審議会介護給付費分科会の委員に営利事業者の代表を任命すべき。						
関係法令	厚生労働省設置法第7条、社会保障審議会令	共管					
制度の概要	介護サービスの報酬を算定するための基準を定めようとするときは、介護保険法の規定により、社会保障審議会の意見を聞かなければならないとされている。社会保障審議会介護給付費分科会は、厚生労働省設置法第7条、社会保障審議会令によりその体制が定められている。						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  (実施(予定)時期：             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中                  )             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難                  その他             </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 )	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 )	措置困難 その他					
(説明) 社会保障審議会介護給付費分科会の委員については、介護事業者を代表する委員のほか、保険者、被保険者、利用者 を代表する委員、学識者など幅広い方々にご参加いただいている。 営利事業者という面からは、経済界の代表にも委員としてご参加いただいている。 介護サービス事業の法人主体は、営利企業のみならず多岐にわたるため、当分科会では、構成委員による審議とは 別に、各事業主体の意見を伺うヒアリングの機会も設け、その際民間事業者の方にも参加いただいたところ。 また、介護保険制度の見直しにあたっては、社会保障審議会に部会を設ける等必要な検討体制の整備を図ってい きたいと考えている。							
担当局課室等名	老健局老人保健課						

分野	福祉等	意見・要望提出者	大阪商工会議所
項目	介護保険法における福祉用具活用促進の支援		
意見・要望等の内容	高齢者の自立を支援する福祉用具の利用率を高めるため、介護保険法における福祉用具購入利用額（現状は年間10万円）を引き上げるとともに、特定福祉用具の種目を拡大されたい。		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法第44条第1項及び第56条第1項</li> <li>厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目</li> </ul>	共管	なし
制度の概要	<p>介護保険制度においては、厚生労働大臣が定める特定福祉用具の購入について、保険給付の対象とされており、「腰掛け便座」等の5種目の特定福祉用具は「厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」において規定されている。</p> <p>なお、介護保険制度においては、福祉用具の利用は原則貸与であるが、入浴や排泄等、再利用することに心理的抵抗感を伴うもの等について、例外的に購入が認められているものである。</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 居宅介護福祉用具購入費の利用限度額については、現在10万円に設定しており、現状において、1件当たりの平均給付額が約2.7万円であること等を踏まえれば、これを引き上げることは、現時点では必要ないものと考えているが、今後の居宅介護福祉用具購入費の給付状況や介護保険料等の介護保険財政への影響を踏まえつつ、必要に応じて検討すべきものと考えている。 また、種目の拡大については、今後、具体的に現行の種目に該当しない福祉用具が開発されるなど、要介護者等の自立支援の観点から、介護保険の給付対象とする必要性が認められる場合には、告示改正等により柔軟に対応することとしている。 このため、種目の新たな取入れや拡充についてその是非や内容等を検討することを目的として、有識者からなる「福祉用具・住宅改修評価検討会」を平成14年9月に設置したところである。			
担当局課室等名	老健局振興課		

分野	福祉等	意見・要望提出者	日本損害保険協会	
項目	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行			
意見・要望等の内容	介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の実務要件に損保会社対人医療査定業務を加える。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法施行令第35条の2</li> <li>・ 介護支援専門員に関する省令第1条</li> </ul>	共管	なし	
制度の概要	ケアマネジャーの実務研修受講試験の受験資格として、保健・医療・福祉の分野で合わせて一定期間の実務経験を有することを求めており、保険会社の対人医療査定業務はこれに含まれていない。			
計画等における記載の状況	【 5 ア 介護支援専門員の在り方d 】 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)  ケアマネジャーの実務経験については、ケアマネジャーの業務の中核が要介護者のニーズに合致した介護サービスを盛り込んだケアプランの作成や、サービス提供の調整、対人支援等であり、高齢者の生活全般を支援するための広範囲にわたる総合的知識のみならず、特に保健・医療・福祉の現場におけるサービスの実践経験に裏打ちされた知識や調整技術が極めて重要であることから、これらの要件を満たす職種に対象を限定しているところ。  保険会社の対人医療査定業務は、これらの要件を満たすとは言えないものと考えている。				
担当局課室等名	老健局振興課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	東京海上火災保険
項目	保険会社本体による介護・福祉業務への参入		
意見・要望等の内容	介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の実務要件に損保会社対人医療査定業務を加える。		
関係法令	・ 介護保険法施行令第35条の2 ・ 介護支援専門員に関する省令第1条	共管	なし
制度の概要	ケアマネジャーの実務研修受講試験の受験資格として、保健・医療・福祉の分野で合わせて一定期間の実務経験を有することを求めており、保険会社の対人医療査定業務はこれに含まれていない。		
計画等における記載の状況	【 5 ア 介護支援専門員の在り方 d 】 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>ケアマネジャーの実務経験については、ケアマネジャーの業務の中核が要介護者のニーズに合致した介護サービスを盛り込んだケアプランの作成や、サービス提供の調整、対人支援等にあり、高齢者の生活全般を支援するための広範囲にわたる総合的知識のみならず、特に保健・医療・福祉の現場におけるサービスの実践経験に裏打ちされた知識や調整技術が極めて重要であることから、これらの要件を満たす職種を対象を限定しているところ。</p> <p>保険会社の対人医療査定業務は、これらの要件を満たすとは言えないものと考えている。</p>			
担当局課室等名	老健局振興課		

分野	福祉等	意見・要望提出者	社団法人ニュービジネス協議会	
項目	特別養護老人ホームへの株式会社参入			
意見・要望等の内容	・ 特別養護老人ホームへの株式会社参入			
関係法令	・ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第1項、第3項、第4項	共管	・ なし	
制度の概要	・ 老人福祉法においては、特別養護老人ホームの設置主体は自治体及び社会福祉法人に限定されている。			
計画等における記載の状況	・ なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) ・ 特別養護老人ホームについては、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で、特区においてPFI方式又は公設民営方式の下で、株式会社等による運営を認めることとしたところである。				
担当局課室等名	厚生労働省老健局計画課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	社団法人ニュービジネス協議会
項目	株式会社のケアハウス参入の要件緩和		
意見・要望等の内容	・ 株式会社のケアハウス参入の要件緩和		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項</li> <li>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第2項</li> </ul>	共管	・ なし
制度の概要	・ 都道府県知事等の許可を受けて、ケアハウスを設置することができる。		
計画等における記載の状況	【3カ年計画福祉ア】民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の介護保険サービスの提供状況等の効果を踏まえ、事業の継続性や安定性の確保の可能性などを見ていく必要があるが、特別養護老人ホームと同様の要介護者に対応できるようなケアハウスについて、関係通知の改正により、公的部門や社会福祉法人以外の株式会社等が、都道府県知事の許可によって設置・経営主体となり得ることとする。		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアハウスについては、平成13年11月に、広く、社会福祉法に基づく都道府県知事等の許可を受けた株式会社等が経営を行うことを認めたところ。</li> <li>なお、平成14年1月には、社会福祉法に定める許可基準について、その具体的な内容として考えられる事項を、地方自治法に基づく技術的助言として都道府県知事等に通知したところである。</li> <li>この通知は、都道府県知事等の判断を拘束する基準のような性格を持つものではないが、平成14年12月の総合規制改革会議の第2次答申において、関係者から意見聴取を行い、必要に応じて見直しを行うべきものとされており、近く関係者から意見聴取を行うことを予定している。</li> </ul>			
担当局課室等名	厚生労働省老健局計画課		



分野	福祉等	要望提出者	日本経済団体連合会		
項目	介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格要件の緩和				
要望の内容	介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件に保険会社の対人医療査定業務の経験を加える。				
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法施行令第35条の2</li> <li>介護支援専門員に関する省令第1条</li> </ul>	共管	なし		
制度の概要	ケアマネジャーの実務研修受講試験の受験資格として、保健・医療・福祉の分野で合わせて一定期間の実務経験を有することを求めており、保険会社の対人医療査定業務はこれに含まれていない。				
計画等における記載の状況	【 5 ア 介護支援専門員の在り方d 】 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。				
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他	
(説明)  ケアマネジャーの実務経験については、ケアマネジャーの業務の中核が要介護者のニーズに合致した介護サービスを盛り込んだケアプランの作成や、サービス提供の調整、対人支援等にあり、高齢者の生活全般を支援するための広範囲にわたる総合的知識のみならず、特に保健・医療・福祉の現場におけるサービスの実践経験に裏打ちされた知識や調整技術が極めて重要であることから、これらの要件を満たす職種を対象を限定しているところ。  保険会社の対人医療査定業務は、これらの要件を満たすとは言えないものと考えている。					
担当局課室等名	老健局振興課				

分野	福祉等	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	介護保険制度における福祉用具提供事業者となるための条件（専門相談員数）の緩和			
要望の内容	福祉用具専門相談員を擁する他の事業者への委託等により、常時相談員が福祉用具の選択の援助、取付け、調整、取扱説明等を行える体制を確保している場合には、当該事業所に配置する福祉用具専門相談員が1名であっても指定福祉用具貸与事業者として認めるべきである。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法第74条</li> <li>・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第194条、199条、203条、205条等</li> </ul>	共管	なし	
制度の概要	<p>指定福祉用具貸与事業者は、事業所ごとに、常勤換算方法で2名以上の専門相談員（介護福祉士等の専門職や特定の講習会の修了者）を置かなければならない。</p> <p>また、指定福祉用具貸与事業者は利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（保管・消毒）に限り、第三者に委託することができる。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)  要介護者等に対し、適切な福祉用具の選択の援助、取付け、調整、取扱説明等を行い貸与する業務は指定福祉用具貸与事業者の業務そのものであるため、これを自ら行わない事業者を指定対象とすることはできない。				
担当局課室等名	老健局振興課			

分野	福祉等	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	指定居宅サービス事業所におけるサービス提供責任者の配置基準の緩和			
要望の内容	<p>例えば、サービス提供時間の時間を650時間から1,000時間程度に緩和するなど、配置基準を緩和すべきである。</p> <p>また、サービス提供責任者の資格要件を「3年以上介護等の業務に従事したもの」から「2年以上」とすべきである。</p>			
関係法令	・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第2項、第24条、第28条等	共管	なし	
制度の概要	<p>指定訪問介護事業所の訪問介護の目標、具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画の作成や、利用者の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う者として、サービス提供責任者の配置を義務づけている。事業所の月の延べサービス提供時間が450時間、又は事業所の訪問介護員の数10人を超えるごとにサービス提供責任者を1人置くこととしている。サービス提供責任者については、介護福祉士、訪問介護員1級課程修了者、3年以上実務経験のある訪問介護員2級課程終了者のいずれかの要件を満たすこととしている。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>指定訪問介護の質の確保の観点から、一定の要件を備えたサービス提供責任者による訪問介護計画の作成や、他の訪問介護員の技術指導を運営基準により義務づけているところであるが、かかる主旨に照らせば、直ちに緩和することは困難と考える。</p>				
担当局課室等名	老健局振興課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	介護保険の給付対象となる福祉用具等の指定制度の弾力化		
意見・要望等の内容	現行の「用具名」による指定方法を弾力化し、例えば、用途・便益・機能等による指定とするなど、新たな用具が開発された場合に、給付対象に加えやすい制度にするべきである。		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法第7条第17項、第44条第1項</li> <li>厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</li> <li>厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目</li> </ul>	共管	なし
制度の概要	<p>介護保険制度においては、要介護者等が、厚生大臣が定める福祉用具又は特定福祉用具について、貸与を受け、又は購入したときは、保険給付の対象となる。</p> <p>「厚生大臣が定める福祉用具又は特定福祉用具」は、厚生大臣告示において「車いす」等の種目を規定する形で定められている。</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)			
<p>現在、福祉用具は、種目により分類することが一般的であり、介護保険の給付対象となる福祉用具を誰にでもわかるように特定するためには、種目を特定することが適当である。一方、用途、便益、機能等他の要素による分類は一般的とはいえ、利用者等にとってもこれにより福祉用具を特定することは困難である。</p> <p>また、今後、現行の種目に該当しない福祉用具が開発され、保険給付対象とする必要性が認められる場合には、告示改正等により柔軟に対応することとしており、種目の新たな取入れや拡充についてその是非や内容等を検討することを目的として、有識者からなる「福祉用具・住宅改修評価検討会」を平成14年9月に設置したところである。</p> <p>なお、平成14年9月に開催された当該検討会の結果を参考に、利用者や保険者、業界団体等から要望のあった「入浴用リフト」「段差解消機」「立ち上がり椅子」「スライディングボード」「6輪歩行器」を平成15年4月から介護保険の給付対象とする予定である。</p>			
担当局課室等名	老健局振興課		

分野	福祉等	意見・要望提出者	日本経済団体連合会				
項目	遠隔介護の指定居宅サービス及び指定居宅介護支援としての位置付け						
意見・要望等の内容	<p>介護保険の訪問系サービス及び居宅介護支援について、訪問によるサービスに加えて、テレビ電話、バイタルセンサ等を用いた介護・看護行為を行った場合についても、介護報酬の支払対象となるよう、報酬規定の解釈を拡大すべきである。</p> <p>併せて、福祉用具として、テレビ電話やバイタルセンサ等のIT機器を認め、介護報酬算定の対象とすべきである。</p>						
関係法令	・介護保険法第41条第1項、46条第1項、第7条第17号等	共管	なし				
制度の概要	<p>指定居宅サービスのうち、要介護者等の居宅を訪問して行うこととされている訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導や居宅介護支援については、いずれも、要介護者の居宅を訪問しない場合は、介護報酬の対象とならない。</p> <p>また、介護保険の給付対象となる福祉用具には、テレビ電話等はこれに含まれていない。</p>						
計画等における記載の状況	なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  (実施(予定)時期：             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 その他             </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他				
<p>(説明)</p> <p>前記の訪問系の指定居宅サービスや居宅介護支援は、そもそも要介護者等の居宅において、直接要介護者等に接して行う行為をその内容としていたり、あるいは要介護者等の心身の状況、残存能力、置かれている環境等を把握しなければ適切なサービスが提供できないものであったりすることから、要介護者等の居宅を訪問することが不可欠であり、もっぱらテレビ電話等のみによるサービス提供は不適切である。</p> <p>また、テレビ電話、バイタルセンサ等は、介護保険法上の福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの)にあてはまらないものとする。</p>							
担当局課室等名	老健局振興課						

分野	福祉等	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	訪問介護員養成研修における介護実習施設の拡大			
意見・要望等の内容	実習施設としてデイサービスセンターを追加可能であることを各都道府県に対し、周知徹底すべきである。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法第7条第6号</li> <li>・ 介護保険法施行令第3条</li> <li>・ 訪問介護員に関する省令</li> </ul>	共管	なし	
制度の概要	「訪問介護員に関する省令」等において、訪問介護員養成研修課程の科目として特別養護老人ホーム等において介護実習等を行うべき旨規定されている。」			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 介護実習を行う介護施設については、介護実習を行うのに適当な施設として、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等が考えられるが、都道府県知事が実習施設の整備状況等を勘案し、適切な介護実習を行うのに適当と認める施設も含まれる旨について、すでに平成12年6月12日付けの通知においてお示ししているところである。				
担当局課室等名	老健局振興課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	ニュービジネス協議会ほか2団体																
項目	公立保育所の民間への運営委託等の促進																		
意見・要望等の内容	公有財産の活用やPFI方式の活用などによる公設民営を促進すること(3団体)。																		
関係法令	児童福祉法	共管	なし																
制度の概要	<p>公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする(児童福祉法第56条の7)。</p> <p>保育所の運営業務の委託先の主体は、公共団体、公共的団体又は普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものに限らず、これら以外の民間主体への委託も可能としている(「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」平成13年3月30日雇児保第10号)。</p>																		
計画等における記載の状況	<p>【「改定3か年計画」2(2)イ 公立保育所の民間への運営委託等の促進】</p> <p>限られた財源を有効に活用し、かつ社会のニーズに応じた保育を実施するという観点から、公立保育所の運営については、社会福祉法人やNPO、民間企業等へ民間委託することも有効な処方箋である。また、PFI方式を活用することなどにより、学校の余裕教室等、活用されていない公的施設・土地を積極的に活用して保育所にするなど、潜在的資源に着目して公設民営を促進する。</p>																		
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置済(公設民営)</td> <td colspan="2" style="border: none;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置予定</td> <td colspan="2" style="border: none;">具体的措置の検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">(実施(予定)時期: )</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済(公設民営)	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期: )			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済(公設民営)	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
(実施(予定)時期: )																			
<p>(説明)</p> <p>多様な保育需要に応じ機動的かつ柔軟に保育サービスが供給できるよう、多様な主体の参入を促進していくこととしており、公設民営の推進、民間への運営委託の促進を図っていく。</p>																			
担当局課室等名	雇用均等・児童家庭局保育課																		

分野	福祉等	意見・要望提出者	横浜保育問題協議会				
項目	公立保育所の民間への運営委託等の促進						
意見・要望等の内容	公立保育所の民間への運営委託等の促進をやめること。						
関係法令	児童福祉法	共管	なし				
制度の概要	<p>公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする（児童福祉法第56条の7）。</p> <p>保育所の運営業務の委託先の主体は、公共団体、公共的団体又は普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものに限らず、これら以外の民間主体への委託も可能としている（「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」平成13年3月30日雇児保第10号）。</p>						
計画等における記載の状況	<p>【「改定3か年計画」2（2）イ 公立保育所の民間への運営委託等の促進】</p> <p>限られた財源を有効に活用し、かつ社会のニーズに応じた保育を実施するという観点から、公立保育所の運営については、社会福祉法人やNPO、民間企業等へ民間委託することも有効な処方箋である。また、PFI方式を活用することなどにより、学校の余裕教室等、活用されていない公的施設・土地を積極的に活用して保育所にするなど、潜在的資源に着目して公設民営を促進する。</p>						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  （実施（予定）時期：             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中                  ）             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難                  その他             </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他					
<p>（説明）</p> <p>多様な保育需要に応じ機動的かつ柔軟に保育サービスが供給できるよう、多様な主体の参入を促進していくこととしており、公設民営の推進、民間への運営委託の促進を図っていく。</p>							
担当局課室等名	雇用均等・児童家庭局保育課						



分野	福祉等	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務承継の容認			
意見・要望等の内容	厚生年金基金の加算部分については、新年金への権利義務承継を可能とする。なお、代行部分を中心とする基本年金は元会社の厚生年金基金で裁定する。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	事業所が企業年金間を移る場合、厚生年金基金間、確定給付企業年金間、確定給付企業年金から厚生年金基金への権利義務の移転はできるが、厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務の移転はできない。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
企業年金の給付は一体的なものとして運営されており、各加入者等について給付の一部(加算部分)を分離して、権利義務を移転することは困難。				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	厚生年金基金における規約変更の認可申請手続期間の短縮、標準処理期間の設定			
意見・要望等の内容	<p>厚生年金基金における規約変更の認可申請手続に要する期間の短縮化を要望する。また、行政手続法第6条の主旨に沿って、申請処理に要すべき標準的な期間（標準処理期間）を設定するよう要望する。</p> <p>一部の規約変更手続は届出制となっているが、手続の簡素化の観点から、現在認可制となっている他の規約変更事項の届出制への移行や、認可申請手続の電子化もあわせて検討することを要望する。</p>			
関係法令	厚生年金保険法第115条第2項、第3項 厚生年金基金令第2条 厚生年金基金規則第2条 行政手続法第6条	共管	なし	
制度の概要	厚生年金基金の規約変更を行う場合には、事務所の所在地の変更など、軽微なものを除き、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
（説明） <p>厚生年金基金は、現在全国に約1千7百存在し、その規約は基金ごとにすべて異なる。それらの規約変更は、法令・通知の改正に伴うもの、近年の経済状況の影響で制度の見直しが必要になったもの、各基金の個別事情によるものなど、その変更内容等についても基金ごとに異なり多様である。このような状況の中で、それぞれの規約変更内容等の審査は年金受給権等に関することから、慎重に行うべきものであり、一様に標準処理期間というものを設定することは困難であるが、今後も可能な限り認可申請手続に要する期間の短縮化に努めてまいりたいと考えている（厚生年金基金における規約変更の認可は行政手続法第6条の標準処理期間を設定すべき事項ではない。）。</p> <p>厚生年金基金制度は、厚生年金の給付を一部代行するとともに企業独自の給付を上乘せし、加入員の老後生活の安定と福祉の向上を図る公的な年金制度である。厚生年金基金が、加入者や受給者に対し約束した給付を将来にわたって確実にを行うなど、基金の適切な運営が行われるよう、その規約変更については、軽微なものを除き、厚生労働大臣が認可する必要がある（申請の電子化については政府全体の計画にそって措置を検討していくこととしている。）。</p>				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	代行停止期間中における厚生年金基金の権利義務移転の容認			
意見・要望等の内容	代行停止期間中においても、加算部分については権利義務承継を可能とすべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	厚生年金保険法附則第30条第1項の認可を受けた基金（いわゆる将来返上基金）は、遅滞なく、解散に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為をしなければならない。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>厚生年金基金の給付は、一体的なものとして運営されており、各加入者等について給付の一部(加算部分)を分離して権利義務を移転することは困難。</p>				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会
項目	社会保険の資格取得、資格喪失等に関する届出の電子化		
意見・要望等の内容	社会保険の資格取得、資格喪失、月額変更、算定基礎に関する届出を書面によるものから磁気媒体やネットワークを使ったもので可能にしてほしい。		
関係法令	健康保険法施行規則等	共管	なし
制度の概要	健康保険・厚生年金保険の適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得、喪失、被保険者の報酬月額に関する事項及び被保険者の氏名等の変更等につき、保険者に届出を行う。		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画</p> <p>横断的措置事項 1. IT関係 (3)エ 社会・行政の情報化の推進</p> <p>「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。」</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 )	措置困難 その他
(説明) 「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第32号)」により、事業主から保険者へ提出する健康保険・厚生年金保険適用関係届書のうち、5届(被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者報酬月額変更届及び被保険者住所変更届(厚生年金保険のみ))について、磁気媒体による届出を可能にしたところ。(平成14年6月1日から施行) また、社会保険庁においては、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に記載された社会保険関係の各種申請手続について、平成15年度中に申請・届出等手続の電子化が可能となるように準備を進めているところである。			
担当局課室等名	社会保険庁運営部企画課、医療保険課、年金保険課、保険局保険課		

分野	福祉等	意見・要望提出者	ニュービジネス協議会												
項目	募集、料金設定の弾力化等認可保育園の運営基準の緩和														
意見・要望等の内容	募集、料金設定の弾力化等認可保育園の運営基準を緩和してほしい。														
関係法令	児童福祉法	共管	なし												
制度の概要	<p>保育の実施にあたっては、保護者が希望する保育所を選択して市町村に申込み、市町村は、希望の保育所で保育を実施することとなっている。希望が供給を上回る場合には、公平な方法で選考する。</p> <p>保育料については、都道府県・市町村において、家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を本人又はその扶養義務者から徴収することができることとしている（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）。</p>														
計画等における記載の状況	<p>【「改定3か年計画」2(2)ク】</p> <p>利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否についても長期的に検討する。</p>														
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:25%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:25%; border:none;">検討中</td> <td style="width:25%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:25%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置済  措置予定             </div> </td> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中             </div> </td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">(実施(予定)時期:</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置済  措置予定             </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中             </div>				(実施(予定)時期:		)
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置済  措置予定             </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;">                 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中             </div>														
	(実施(予定)時期:		)												
<p>(説明)</p> <p>保育所の入所方式については、平成9年の児童福祉法の改正により、利用者が希望する保育所を選択できる仕組みに改められたところであり、この制度の定着を進めている。保育サービスの利用方式の変更については、選考事務処理の体制、保育の必要性の高い児童が恣意的に選別される等様々な問題点もあり、こうした問題点について、検討することが必要である。</p> <p>また、保育料については、近年の厳しい経済情勢等を勘案し、平成11年度から平成14年度まで据え置いているところ。</p>															
担当局課室等名	雇用均等・児童家庭局保育課														

分野	福祉等	意見・要望提出者	横浜保育問題協議会				
項目	認可保育所基準の見直し						
意見・要望等の内容	保育環境の質を下げる保育所基準の見直しではなく、子どもの発達を保障する質の高い保育供給増大（保育士配置数の増、補助額の増）のための保育所基準の見直し検討を求める。						
関係法令	児童福祉法、児童福祉施設最低基準	共管	なし				
制度の概要	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳児以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする（児童福祉施設最低基準第33条第2項）。						
計画等における記載の状況	【「改定3か年計画」2（2）ア 認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底】 待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定                  措置済                  措置予定                  （実施（予定）時期：             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中                  措置するか否かを含めて検討中                  具体的措置の検討中                  ）             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難                  その他             </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他					
（説明） 保育所における保育士の配置基準については、平成10年度から全ての保育所を対象に乳児保育が実施できるよう、乳児に係る保育士の配置基準を6：1から3：1に改善したところである。今後とも、乳児保育などの特別保育事業に積極的に取り組む等の保育所に対し、必要な手当が可能となるよう、予算の確保に努めることとしており、保育士の配置基準について、これを見直すことは考えていない。							
担当局課室等名	雇用均等・児童家庭局保育課						

分野	福祉等	意見・要望提出者	横浜保育問題協議会	
項目	保育所への株式会社等の参入			
意見・要望等の内容	保育所への株式会社等の参入については、保育の質が低下する、本来あるべき「子育ての姿」が歪められる、働く保育士が不安定雇用になり健康で働き続けられなくなる、進出・撤退が容易になり安定したサービスの供給ができなくなる等の恐れがあり、反対である。			
関係法令	児童福祉法	共管	なし	
制度の概要	平成12年3月より、市町村と社会福祉法人に限定していた保育所設置主体の制限を撤廃し、NPO、株式会社、学校法人なども保育所設置が可能となっている（平成12年3月30日雇児第295号）。			
計画等における記載の状況	【「改定3か年計画」2（2）ウ 保育所への株式会社等の参入の促進】 民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金が、さらに保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図り、会計処理の柔軟化を進める。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	多様な保育需要に応じ機動的かつ柔軟に保育サービスが供給できるよう、多様な主体の参入を促進していくこととしている。			
担当局課室等名	雇用均等・児童家庭局保育課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	日本経済団体連合会 関西経済連合会	
項目	企業年金の受給者，受給権者の給付減額となる要件の緩和			
意見・要望等の内容	<p>受給者の給付減額要件に「認められる理由」として，以下に掲げる内容を加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減額しなければ，確定給付企業年金の事業の継続が困難になること。</li> <li>・事業所の労働協約等が変更され，その変更に基づき給付設計の見直しを行なう必要があること。</li> </ul>			
関係法令	確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条	共管	なし	
制度の概要	<p>受給権者等の給付減額をする場合にあっては，減額しなければ確定給付企業年金の事業の継続が困難となること等の理由（具体的には，実施事業所の経営状況の悪化，または，減額しなければ掛金の額が大幅に上昇し事業主が掛金を拠出することが困難となると見込まれること。）が必要とされている。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>前者は，現在でも給付減額の理由となりうる。</p> <p>後者については，労働協約等の変更は，会社を退職するなどして企業年金制度を脱退した受給者にとっては関係が薄いものであるので，労働協約等の変更を理由に減額するのは適当ではないと考えている。</p>				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			



分野	福祉等	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会												
項目	社会保険労務関係の各種手続の一元化・電子化の早急な推進														
意見・要望等の内容	社会保険労務関係の手続きを、本社でオンラインによって一括処理できるように、早急に所要の措置を講じるべきである。														
関係法令	労働者災害補償保険法	共管													
制度の概要	労働基準監督署に対する書面による申請により、労災保険関係の手続きが行われている。														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)         </div> </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中         </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)         </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中         </div>		
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他											
	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)         </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;">           措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中         </div>													
(説明) 労災保険関係の手続きについては、平成13年7月に公表された申請・届出等手続の電子化推進アクションプランに基づき、手続きのすべてを電子化することとし、15年度から順次実施していくこととしている。															
担当局課室等名	労働基準局労災補償部労災管理課														

分野	福祉等	意見・要望提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議会
項目	確定給付の枠組みにおいて、「権利義務承継にかかる規制緩和」及び「個人のポータビリティの確保」		
意見・要望等の内容	基金分割を行わずに厚生年金基金から確定給付企業年金へ権利義務を移転することを可能とする。また、確定給付企業年金制度における、ポータビリティの拡充。		
関係法令	確定給付企業年金法第111条～116条 確定給付企業年金法施行令第49条第2項	共管	なし
制度の概要	厚生年金基金から確定給付企業年金への移行時には、基金の設立事業所の全部が対象となる。 確定給付企業年金制度においては、実施事業所の一部の加入者に関する権利義務承継も可能。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>代行返上に係る権利義務の承継時には、基金が一体となって行動することを想定して制度が設けられており、一部事業所のみでの代行返上を認めることは困難。</p> <p>確定給付型企業年金における更なるポータビリティの確保については、確定給付企業年金法の施行状況等を踏まえながら今後検討する。</p>			
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課		

分野	福祉等	意見・要望提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議会	
項目	給付水準等の変更を可能とすること。			
意見・要望等の内容	<p>給付水準の引下げに関しては、原則として労使間の合意がある限りにおいて可能とする。</p> <p>給付設計について、給付開始年齢の弾力化や保証期間20年の上限の撤廃。</p>			
関係法令	確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条 確定給付企業年金法第36条 確定給付企業年金法施行令第25条	共管	なし	
制度の概要	<p>受給権者等の給付減額をする場合にあっては、減額しなければ事業の継続が困難となること等の理由（具体的には、実施事業所の経営状況の悪化、または、減額しなければ掛金の額が大幅に上昇し事業主が掛金を拠出することが困難となると見込まれること。）が必要とされている。確定給付企業年金においては、支給開始年齢は、60歳以上65歳以下の規約で定める額とされており、また、保証期間を定める場合にあっては、20年を超えない範囲内で定めることとされている。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>については、本来約束していた給付を引き下げるとは、加入者や受給者に重大な不利益を及ぼすことから、母体企業の経営状況の悪化など、やむを得ない場合にのみ限定的に認めているものであり、現行の取扱いを変更することは困難である。</p> <p>については、遺産形成防止といった観点から設けられており、措置困難である。</p>				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議会	
項目	過去勤務債務の一括償却			
意見・要望等の内容	確定給付企業年金制度と併せて、既存制度からの円滑な移行を図る観点、並びに年金制度の健全化促進を図る観点から、過去勤務債務の一括償却が認められるべきである			
関係法令	確定給付企業年金法施行規則第46条など	共管	なし	
制度の概要	基本的には、過去勤務債務の額を3年以上20年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間で均等に償却することができる。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>過去勤務債務については、これを償却するための掛金は税法上損金算入できるものであり、自由に利益と相殺されることのないよう、複数年で償却するという取扱いを変更することは困難。</p>				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議会	
項目	厚生年金基金代行返上スキームや算出基準等の改善			
意見・要望等の内容	代行返上の際の加入員の4分の3以上の同意要件などの緩和や代行返上（過去分）に係る政省令の早期公表。現物移管による代行返上時の細部取扱いの早期明確化。			
関係法令	確定給付企業年金法第111条～第116条	共管	なし	
制度の概要	厚生年金基金は、厚生年金本体の給付の一部を代行し、それに厚生年金基金独自の給付を上乗せする制度である。厚生年金基金は、確定給付企業年金制度（厚生年金の代行をしない）に移行する際、これまでの代行給付の支給義務を政府に移転し、代行給付に相当する額を政府に納付するなどの行為を行うこととなる。これらに係る規定は、確定給付企業年金法の公布日（平成13年6月15日）から2年6ヶ月以内の政令で定める日から施行することとされており、それまでに政省令等において必要な手続等も定める必要がある。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：4月中)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>確定給付企業年金法に従って、代行返上に必要な手続等を定めた政省令を公布することとしている（既にパブリックコメントを行った。）。なお、代行返上は加入員にとって制度の枠組みに関する重要事項であることから、加入員の4分の3以上の同意要件を緩和することは困難。</p> <p>代行給付義務に相当する額は、一定の要件の下で、株式などの有価証券で納付することも認められている。納付される有価証券は、厚生年金本体の運用に悪影響を及ぼさないことが前提である。この確定給付企業年金法で既に示されてる考え方に従い、有価証券指数の変動に連動するファンドであることなど厚生年金本体の運用方針に合致するような要件を省令で定めることとしている。</p>				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課・運用指導課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議会	
項目	厚生年金基金の代行返上が完了するまでの最低責任準備金の凍結を延長等			
意見・要望等の内容	厚生年金基金の代行返上が完了するまでの最低責任準備金の凍結を延長し、同時に凍結解除後の取扱を早期に明確化すること。			
関係法令	厚生年金基金令附則第4条	共管	なし	
制度の概要	厚生年金基金に係る免除保険料率は、厚生年金本体の保険料率凍結を受けた措置であり、代行部分の債務である最低責任準備金についても、凍結時の最低責任準備金を基準に、それ以降の収入（免除保険料等）と支出（年金給付等）を加減し、厚生年金本体の運用実績に基づいて付利するという凍結措置がなされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
厚生年金基金に係る免除保険料や最低責任準備金の凍結措置の取扱いについては、現在検討が進められている次期年金制度改正の議論の中で、厚生年金本体のあり方等に係る検討状況を踏まえつつ、検討していく予定である。				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議会	
項目	財政検証（継続基準・非継続基準）の割引計算に用いる予定利率の水準設定の弾力化及び適正化			
意見・要望等の内容	財政検証（継続基準・非継続基準）の割引計算に用いる予定利率の水準設定の弾力化及び適正化。			
関係法令	確定給付企業年金法施行規則第53条 確定給付企業年金法施行規則第55条	共管	なし	
制度の概要	継続基準の財政検証である責任準備金の額を計算する際に用いる予定利率については、平成9年度から（一定の下限のもとで）各基金ごとに定めることとなっている。非継続基準の財政検証である最低積立基準額を計算する際には、国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とされている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
要望を踏まえて検討。				
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課			

分野	福祉等	意見・要望提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議会
項目	事業概要の情報開示項目は労使合意の上で決定できること		
意見・要望等の内容	事業概況の加入者・受給者への情報開示項目の決定は、労使合意のもとで行えることとする。		
関係法令	厚生年金保険法第177条の2 確定給付企業年金法第73条	共 管	なし
制度の概要	基金等は、年金給付等積立金の額、運用収益などその業務の概況について加入者に周知しなければならない。また、受給者に対してもできる限り同様の措置を講ずるよう努めることとされている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
基金等が財務状況等について加入者等に情報開示することは、積立義務や受託者責任の明確化とならび受給権確保のために重要な措置であり、開示項目を全て労使の合意に委ねてしまうことは困難。			
担当局課室等名	年金局企業年金国民年金基金課		